

# 人と地域が輝く常盤協議会規約

(令和2年4月18日一部改正)

## (名称)

第1条 本会は、人と地域が輝く常盤協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、地域住民が主体となり、人々がいつまでも住み続けたいと願う「ふるさと常盤」をめざし、地域の豊かな自然や貴重な文化財を大切にしながら、愛着と誇りの持てるまちづくりを推進することを目的とする。

## (区域)

第3条 協議会の区域は、常盤学区とする。

## (会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 常盤学区内の居住者、事業者および団体等
- (2) 常盤学区内の教育機関、行政機関等
- (3) その他協議会が必要と認めた者

## (事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人と地域が輝くふるさと常盤まちづくり計画書に関すること
- (2) 草津市立常盤まちづくりセンターの指定管理に関する事業
- (3) 会員が実施する事業における調整および連携  
行政（国、県、市等をいう。以下「行政」という。）が策定する構想、計画等に対する提言
- (4) 行政が実施する事業等との連携および支援
- (5) 地域の情報の発信・共有化、会員への啓発
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

## (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。役員は、理事会において会員の中から選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

## (役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、総会および理事会を招集して議長となる。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行するものとし、職務を代行する副会長を互選により決定する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査事務を担当する。
- (5) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 部会

(総会)

第10条 総会は、別表第1に掲げる団体の長および理事会の理事で構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (2) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (3) 役員の承認に関する事項
- (4) 規約等の制定および改廃の承認に関する事項
- (5) その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項

3 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

4 総会は、過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、日時および場所、委員の現在数および出席者数（委任状提出者を含む）、審議事項および議決事項、議事の経過の概要および結果を記載した議事録を作成し、総会出席者（委任状提出者を除く）の中から議長が指名した議事録署名人2人が確認し、署名する。

(理事会)

第11条 理事会は、理事として会長、副会長、会計、事務局長および別表第2に掲げる団体から選出された者で構成する。

2 理事会は、協議会の運営機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) 各部会の事業に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認める事項

3 理事会は、過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれ

を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、必要に応じて、専門的な調査・審議等を行う機関を設置することができる。

5 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第12条 協議会の活動を促進するため、次の部会を置く。

(1) **自治部会（人権専門部会・安心専門部会）**

(2) 福祉・健康部会

(3) 文化・子ども部会

2 部会は、次に掲げる部会員で構成し、各所管事項の企画および執行にあたる。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 若干名

(3) 部会員 若干名

3 部会長および副部会長は、部会において、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行するものとし、職務を代行する副部会長を互選により決定する。

6 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

7 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 部会は、必要に応じて専門的な活動を行う機関を設置することができる。

(事務局)

第13条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に事務局を置くものとし、その主たる事務所を滋賀県草津市志那中町111番地1に置く。

2 事務局に事務局長および事務局職員若干名を置く。

3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

4 事務局職員は、事務局長を補佐し、協議会の事務にあたる。

5 事務局職員は、会長が委嘱し、理事会で報告する。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、会費、助成金、補助金、事業収益、指定管理料およびその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

## 付 則

- 1 この規約は、平成24年 1月28日から施行する。
- 2 協議会設立にあたっての最初の任期は、第8条、第11条第4項および第12条第6項の規定にかかわらず、当該選任または委嘱の日から平成26年度総会の日までとする。
- 3 (仮称)常盤学区まちづくり協議会設立準備会の作業部会員は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成26年度総会の日まで理事とする。
- 4 協議会設立にあたっての最初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から翌年3月31日までとする。
- 5 平成24年 4月25日一部改正、同日より施行する。
- 6 平成25年 4月27日一部改正、同日より施行する。
- 7 平成26年 4月26日一部改正、同日より施行する。
- 8 平成27年 4月25日一部改正、同日より施行する。施行日以前に第11条第1項で定める選出された者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 平成28年4月23日一部改正、同日より施行する。
- 10 平成29年4月22日一部改正、同日より施行する。
- 11 第15条第2項の規定にかかわらず、平成30年度の予算が成立するまでに執行する必要がある場合は、会長の決裁によるものとし、その支出または債務の負担があるときは、これを当該会計年度の予算に基づく支出、または債務負担とみなす。
- 12 平成30年4月21日一部改正、同日より施行する。
- 13 平成31年4月20日一部改正、同日より施行する。
- 14 令和2年4月18日一部改正、同日より施行する。

### 別表第1（第10条第1項関係）

町内会、社会福祉協議会、体育振興会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、新堂中学校PTA、常盤小学校PTA、**常盤こども園PTA**、子ども会連合会、青少年育成会議、更生保護女性会、日赤奉仕団、健康推進員、身体障害者更生会、遺族会、子育てサロンひまわり、ジュニアリーダー、NPO法人ハート&ライト、部落解放同盟芦浦支部、同和教育推進協議会、消防団第6分団、草津栗東交通安全協会常盤支部、人権擁護委員、草津北部まちづくり協議会、保護司、少年補導委員、社会福祉法人寿会

### 別表第2（第11条第1項関係）

自治連合会、社会福祉協議会、体育振興会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、青少年育成会議、草津北部まちづくり協議会

## 人と地域が輝く常盤協議会の運営に係る理事会確認事項

人と地域が輝く常盤協議会規約第7条第2号に規定する会長の職務を代行する副会長は、人と地域が輝く常盤協議会の副会長で前年度の常盤学区自治連合会長とする。

平成30年4月11日 理事会